

平成 26 年度  
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 27 年 12 月

環境省 水・大気環境局 水環境課



# 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

## <図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 23 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成26年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

### （1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成27年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は263,431（265,964）（括弧内数値は平成26年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,444（3,485）、合計で266,875（269,449）であり、平成26年3月末時点と比較すると、特定事業場数は約2,600件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は7（8）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は32,381（32,589）と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公

共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,813 (3,877) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 11,207 (11,388) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 4,269 (4,560) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、19,289 (19,825) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,309 (3,196) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 453 (398) であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 27 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 2,109 (2,118) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 851 (830) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 71 (69)、842 (851) であり、これらを合計した事業場の総計は 3,022 (3,038) であった。

なお、これら 2,109 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 173、霞ヶ浦 403、印旛沼 228、手賀沼 83、諏訪湖 68、野尻湖 0、琵琶湖 679、中海 119、宍道湖 143、児島湖 206 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 196,759 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 196,759 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の事業場数は 177,216 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

### 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

#### (1) 水質汚濁防止法

##### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,026件、法第5条第2項に係る届出数は5件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は255件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は368件であった。また、法第7条に基づく届出数は5,006件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

##### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、



又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができることとされている（法第 23 条第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 26 年度における改善命令の件数は 8 件であり、一時停止命令の件数は 3 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、「食料品製造業」に対して発動されたものが多くみうけられた。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,872 件であり、公共用水域関係では 7,537 件、地下水関係では 1,335 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 40,600 件、夜間立入が 510 件で立入件数は計 41,110 件であった。なお、41,110 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,547 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 26 年度における排水基準違反の件数は 4 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、県警察の調査によるものが 0 件、海上保安庁の調査によるものが 4 件であった。



また、違反業種・施設名は、みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業、紡績・繊維製品製造業、合板製造業、酸・アルカリ表面処理施設がそれぞれ1件であり、違反項目はpH、CODが2件、SS、亜鉛含有量が各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

#### オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は259件（内訳：公共用水域関係252件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は14件（内訳：公共用水域関係13件、地下水関係1件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は284件（内訳：公共用水域関係241件、地下水関係43件）であった。

また、公共用水域において、異常湧水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成26年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

## カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 26 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 27 年 3 月末現在、212 地域（42 都府県 336 市町村）で指定がされている。

## キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 27 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,588 であり、平成 26 年 3 月末時点（10,752）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東

京湾 1,569 (約 15%)、伊勢湾 3,265 (約 31%)、瀬戸内海 5,754 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 418 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 22 件であった。

## (2) 瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当りの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 252 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 408 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海沿岸地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 26 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、平成 26 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

### (3) 湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成26年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように313件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は272件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成26年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 80 件、口頭による指導が 100 件で、内容は処理施設の改善が 34 件、その他が 148 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導が 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物 質貯蔵指定施 設のみ)	
		①一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場			
A 平成 27年 3月 末 現在		266,875 (7)	32,381	3,813 (2)	230,225	11,207 (5)	4,269	3,309 (453)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	263,431 (7)	29,179	3,275 (2)	229,983	11,177 (5)	4,269	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,444	3,202	538	242	30		
B 平成 26年 3月 末 現在		269,449 (8)	32,589	3,877 (2)	232,300	11,388 (6)	4,560	3,196 (398)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	265,964 (8)	29,348	3,336 (2)	232,056	11,357 (6)	4,560	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,485	3,241	541	244	31		
対 前 年 比 A ／ B		(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(98%)	(94%)	(104%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(98%)		
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(99%)	(99%)	(99%)	(99%)	(97%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。



表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場			総数	① ② ③ ④			
		総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物 質貯蔵指定 施設のみ		総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数
1	北海道	5,607	1,216	53	4,277	80	114	56	9					
2	青森県	3,928	343	13	3,583	56 (1)	2	9	2					
3	岩手県	4,742	599	43	4,075	101	68	31	3					
4	宮城県	4,524	419	33	4,104	111	1	23	1					
5	秋田県	3,233	519	28	2,706	69 (1)	8	10						
6	山形県	3,113	472	53	2,636	124	5	31						
7	福島県	5,878	756	168	5,122	252		37	1					
8	茨城県	7,508	810	115	6,682	163	16	113	7					
9	栃木県	7,234	979	66	6,244	161	11	59	3					
10	群馬県	3,080	545	61	2,530	97	5	29	2					
11	埼玉県	6,296	647	83	5,617	408	32	123	5					
12	千葉県	7,794	727	67	7,050	167	17	69	15					
13	東京都	2,731	95	11	1,428	305	1,208	157	29					
14	神奈川県	3,314	259	38	3,047	126	8	40	3					
15	新潟県	5,511	654	63	4,852	367	5	82	4					
16	富山県	2,495	386	88	2,101	100	8	37	4					
17	石川県	3,278	494	45	2,784	119		31	6					
18	福井県	1,985	306	39	1,678	67	1	33	5					
19	山梨県	4,424	392	48	4,027	186	5	37	5					
20	長野県	10,586	1,035	83	9,546	327	5	62	10					
21	岐阜県	7,665	932	92	6,733	150		76	8					
22	静岡県	7,498	971	136 (1)	6,488	142	39	71	6					
23	愛知県	8,358	1,166	248	7,179	518	13	143	17					
24	三重県	7,449	870	66	6,556	116	23	78	2					
25	滋賀県	3,065	565	78	2,496	149	4	32	2					
26	京都府	3,561	234	33	3,327	270		41	4	105	92	19	13	4
27	大阪府	1,819	118	4	1,609	192	92	55	8	164	154	41	10	1
28	兵庫県	7,130	554	92	6,574	453	2	63	5	318	294	63	24	6
29	奈良県	2,765	211	8	2,548	130	6	15	4	224	216	19	8	2
30	和歌山県	3,251	338	11	2,913	92		11	1	92	89	4	3	
31	鳥取県	1,844	260	13	1,539	46	45	7						
32	島根県	2,699	337	34	2,336	45	26	9	5					
33	岡山県	2,810	172	1	2,630	109	8	33	14	214	203	33	11	
34	広島県	3,685	308	4	3,371	83	6	42	9	264	238	15	26	1
35	山口県	3,240	223		2,969		48	64	11	251	242	40	9	
36	徳島県	3,460	108		3,348	38	4	24	1	171	158	21	13	
37	香川県	3,029	177	1	2,850	54	2	19	2	205	183	13	22	1
38	愛媛県	3,414	171		3,235	51	8	30	4	209	198	37	11	
39	高知県	2,249	261	18	1,987	46	1	7						
40	福岡県	4,365	637	38	3,681	80	47	55	7	49	41	2	8	1
41	佐賀県	2,294	288	26	2,006	53		28	8					
42	長崎県	5,113	300	41	4,813	62		14	6					
43	熊本県	2,408	446	33	1,962	57		30	4					
44	大分県	4,097	231	2	3,866	45		16	4	162	157	7	5	1
45	宮崎県	3,129	353	11	2,772	33	4	16	1					
46	鹿児島県	4,834	744	70	4,090	247		17	1					
47	沖縄県	1,346	348	25	998	34		6	2					
都道府県計		203,838	22,976	2,283 (1)	178,965	6,681 (2)	1,897	2,071	250	2,428	2,265	314	163	17
政令市計		59,593	6,203	992 (1)	51,018	4,496 (3)	2,372	1,238	203	1,016	937	224	79	13
合計		263,431	29,179	3,275 (2)	229,983	11,177 (5)	4,269	3,309	453	3,444	3,202	538	242	30

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。



表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			③	④
		総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤ 第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵指定 施設のみ		① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
1	札幌市	81	40	1	41	2									
2	函館市	230	49		160	4	21								
3	旭川市	194	24	2	132	5	38	2							
4	青森市	532	74	2	451	13	7	3							
5	八戸市	335	66	16	260	9	9	7	2						
6	盛岡市	526	62	9	455	50	9	4							
7	仙台市	1,015	59	7	929	127	27	7							
8	秋田市	405	80	22	323	48	2	9	2						
9	山形市	647	81	7	564	42	2	5							
10	福島市	660	113	13	543	21	4	5	1						
11	郡山市	810	113	24	694	32	3	3	2						
12	いわき市	627	162	39	460	28	5	19	2						
13	水戸市	643	50	3	593	26		4							
14	つくば市	412	17	3	384	111	11	17							
15	宇都宮市	939	131	8	787	20	21	16	3						
16	前橋市	621	110	10	507	27	4	2							
17	高崎市	447	75	13	371	34	1	12	2						
18	伊勢崎市	535	123	33	410	23 (1)	2	4							
19	太田市	460	102	22 (1)	357	35 (2)	1	7							
20	さいたま市	854	68	14	750	106	36	13							
21	川越市	358	39	8	319	81									
22	熊谷市	536	83	11	452	13	1	6							
23	川口市	309	20	3	289	37		9	6						
24	所沢市	156	19	4	134	19	3	4	1						
25	春日部市	305	20	2	285	14		2	1						
26	草加市	194	21	9	173	27		5							
27	越谷市	313	22	1	291	27		1							
28	千葉市	764	53	18	708	65	3	12							
29	市川市	406	86	12	318	22	2	12	1						
30	船橋市	470	98	4	362	20	10	6	2						
31	松戸市	318	37	11	279	27	2	6							
32	柏市	276	52		223		1	2							
33	市原市	459	90	25	366	17	3	24							
34	八王子市	538	23	1	507	74	8	7	6						
35	町田市	121	16	2	105	35									
36	横浜市	1,650	84	33	1,482	325	84	70	11						
37	川崎市	612	60	26	492	75	60	64	8						
38	相模原市	749	31	10	716	101	2	11							
39	横須賀市	98	15	10	73	42	10	8							
40	平塚市	310	14	5	293	78	3	11							
41	藤沢市	217	24	12	183	41	10	8	1						
42	小田原市	315	32	11	273	7	10	10							
43	茅ヶ崎市	94	9	4	80	18	5	8	1						
44	厚木市	263	10	3	249	50	4	6	2						
45	大和市	145	10	3	135	29		1							
46	新潟市	1,489	147	13	1,335	108	7	17	4						
47	長岡市	700	69	11	628	43	3	6	3						
48	上越市	921	104	19	814	19	3	17							
49	富山市	959	228	53	723	43	8	29	2						
50	金沢市	562	70	12	491	61	1	2							
51	福井市	390	105	12	278	22	7	6							
52	甲府市	430	57	19	373	65		3							
53	長野市	1,223	125	41	1,098	109									
54	松本市	625	52	12	570	55	3	5							
55	岐阜市	808	68	11	737	36	3	8							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場				
	特定事業場							有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			
	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤ 第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質使用 特定事業場		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害 物質使用 特定事業場		
56	静岡市	1,271	149	20	1,097	71	25	10	2						
57	浜松市	1,083	147	45	871	34	65	14	3						
58	沼津市	954	86	14	864	16	4	6	1						
59	富士市	695	154	16	523	12	18	11	1						
60	名古屋市	569	71	16	334	69	164	46	10						
61	豊橋市	751	95	21	645	32	11	7	1						
62	岡崎市	412	64	8	345	34	3	5							
63	一宮市	454	66	6	383	36	5	3							
64	春日井市	502	74	14	428	45		15							
65	豊田市	910	138	22	771	43	1	5							
66	四日市市	884	107	20	772	16	5	24	1						
67	大津市	349	40	11	304	30	5	4	1						
68	京都市	912	10	4	781	74	121	20	2	20	18	2	2		
69	大阪市	850	12		56	29	782	86	21	12	12	6			
70	堺市	299	19		254	63	26	36	22	60	59	23	1		
71	岸和田市	182	7		170	38	5	5							
72	豊中市	91	2		71	21	18	11	2						
73	吹田市	85	2		56	18	27	5		6	5		1		
74	高槻市	152	5		136	23	11	3		8	8	1			
75	枚方市	271	41	18	230	36		5		17	17	4			
76	茨木市	93	1		83	31	9	4	1						
77	八尾市	314	5		287	56	22	4	2	6	6	1			
78	寝屋川市	118	1		112	22	5	2	2	1	1				
79	東大阪市	196	9		119	9	68	6	1	6	6	1			
80	神戸市	866	39		774	204	53	52	14	50	48	9	2		
81	姫路市	447	51		382	18	14	18	3	60	55	10	5	1	
82	尼崎市	102	4		55	10	43	31	6	23	17	10	6	5	
83	明石市	88	7		79	7	2	10	5						
84	西宮市	191	3		186	26	2	5	2	11	10	2	1		
85	加古川市	212	10		200	7	2	11	6						
86	宝塚市	96			96	7				6	6				
87	奈良市	330	19		308	19	3	1		24	21	4	3		
88	和歌山市	740	58	4	673	33	9	14	6	79	74	10	5		
89	鳥取市	552	72	4	476	32	4	2							
90	松江市	425	59	3	364	20	2								
91	岡山市	1,021	64		935	63	22	14	2	92	85	15	7	1	
92	倉敷市	814	20	1	794	34		14		124	115	33	9	2	
93	広島市	976	35		903	67	38	40	2	38	34	6	4		
94	呉市	589	29		557	41	3	2	2						
95	福山市	522	29		487	20	6	12		57	51	8	6		
96	下関市	609	28		573	6	8	7		44	42	13	2		
97	徳島市	717	66		644	14	7	6		51	46	9	5	1	
98	高松市	1,061	33		1,022	37	6	3		44	38	5	6	2	
99	松山市	668	32		627	46	9	5	1	66	63	10	3		
100	高知市	654	98	17	556	15									
101	北九州市	268	8		160	15	100	52	8	54	50	22	4		
102	福岡市	389	27	3	233	3	129	17	4						
103	久留米市	343	44	5	294	10	5	2	1						
104	佐賀市	445	59	7	386	25		7							
105	長崎市	759	50	3	706	27	3	2							
106	佐世保市	509	55	4	454	11		2							
107	熊本市	1,071	91	14	964	40	16	9							
108	大分市	1,258	56		1,200	90	2	18	2	57	50	20	7	1	
109	宮崎市	738	91	9	644	22	3	7	1						
110	鹿児島市	643	64	3	562	100	17	13	2						
111	那覇市	37	5	1	27	1	5								
	政令市計	59,593	6,203	992 (1)	51,018	4,496 (3)	2,372	1,238	203	1,016	937	224	79	13	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖			霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥取県	松江市	鳥取県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市		
1																												1	
1の2		27						1	1		1					2							1					32	
2		5				9	1	4	1			1		1	2	1						1					26		
3		10				2		2						6	1						10	1		1			33		
4		6				9		1	1						10					2			1	1			31		
5		9				7		1							1												18		
6																													
7																1											1		
8						1																				1	2		
9		1																									1		
10		2				4		3				1	1		8						1		2				22		
11															1												1		
12						1																					1		
13																													
14																													
15																													
16		2				2			1						4						1				1		11		
17		3				3									1												7		
18						1																					1		
18の2						3		1																			4		
18の3																													
19													1			27	1										29		
20																													
21																													
21の2																													
21の3		3				1															1						5		
21の4																													
22																1											1		
23															1	1						1			1		4		
23の2						1									2												3		
24																													
25																													
26						1																					1		
27						1																					1		
28						1																					1		
29																													
30																													
31																													
32																1											1		
33						3		1							5												9		
34																													
35																													
36																													
37																													
38																													
38の2																													
39																													
40																													
41																													
42																													
43																													
44																													
45																													
46						1									5												6		
47						1		1							4										1		7		



表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	63,476 (24%)	4,255	59,221
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,842 (12%)	98	30,744
3	畜産農業(1の2)	27,399 (10%)	386	27,013
4	洗濯業(67)	21,671 (8%)	501	21,170
5	し尿処理施設(72)	11,633 (4%)	9,732	1,901
6	豆腐・煮豆製造業(17)	11,555 (4%)	281	11,274
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,139 (4%)	2,279	7,860
8	水産食料品製造業(3)	8,431 (3%)	676	7,755
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,886 (2%)	1,322	4,564
10	写真現像業(68)	5,727 (2%)	13	5,714
総計		196,759 (74%)	19,543	177,216

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。  
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
1	鉍業・水洗炭業	(水)	140	48	9	92				
		(瀬)	14	9	6	5		1		
			154	57	15	97		1		
1 の 2	畜産農業	(水)	27,391	378	10	27,013		17		
		(瀬)	8	8						
			27,399	386	10	27,013		17		
2	畜産食料品製造業	(水)	2,869	540	51	2,329		25		
		(瀬)	81	81	8					
			2,950	621	59	2,329		25		
3	水産食料品製造業	(水)	8,369	615		7,754				
		(瀬)	62	61	2	1				
			8,431	676	2	7,755				
4	保存食料品製造業	(水)	4,861	503	5	4,358		2		
		(瀬)	56	54	1	2				
			4,917	557	6	4,360		2		
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,316	152	7	3,164		3		
		(瀬)	27	26	1	1				
			3,343	178	8	3,165		3		
6	小麦粉製造業	(水)	11			11				
		(瀬)								
			11			11				
7	砂糖製造業	(水)	63	41	1	22				
		(瀬)	5	5						
			68	46	1	22				
8	パン・菓子製造業	(水)	1,088	40		1,048		1		
		(瀬)	21	21	1					
			1,109	61	1	1,048		1		
9	米菓・こうじ製造業	(水)	585	55		530				
		(瀬)	1	1						
			586	56		530				
10	飲料製造業	(水)	3,954	480	42	3,474		20		
		(瀬)	61	60	2	1				
			4,015	540	44	3,475		20		
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	542	82	3	460		12		
		(瀬)	5	5						
			547	87	3	460		12		
12	動植物油脂製造業	(水)	267	44	1	223		4		
		(瀬)	16	16	1					
			283	60	2	223		4		
13	イースト製造業	(水)	6	2		4				
		(瀬)	1	1						
			7	3		4				
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	95	64	1	31				
		(瀬)	4	4						
			99	68	1	31				

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	33	12		21	
		(瀬)	2	2			
			35	14		21	
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,980	110		2,870	
		(瀬)	23	23			
			3,003	133		2,870	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	11,518	245		11,273	
		(瀬)	37	36		1	
			11,555	281		11,274	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	7	2		5	
		(瀬)	1	1			
			8	3		5	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	523	127		396	
		(瀬)	34	34			
			557	161		396	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	7	3		4	
		(瀬)					
			7	3		4	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,997	302	58	1,695	118
		(瀬)	151	150	14	1	
			2,148	452	72	1,696	118
20	洗 毛 業	(水)	17	3	1	14	
		(瀬)					
			17	3	1	14	
21	化学繊維製造業	(水)	27	21	8	6	
		(瀬)	17	17	9		
			44	38	17	6	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	136	7		129	
		(瀬)					
			136	7		129	
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	276	14		262	
		(瀬)					
			276	14		262	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	2		17	1
		(瀬)	1	1			
			20	3		17	1
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	346	9	7	337	46
		(瀬)					
			346	9	7	337	46
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	623	309	25	314	7
		(瀬)	89	89	10		
			712	398	35	314	7
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,619	27	9	1,592	232
		(瀬)	4	4	3		
			1,623	31	12	1,592	232



表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	77	15	11	62	7
		(瀬)	10	10	6		
			87	25	17	62	7
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)					
		(瀬)					
26	無機顔料製造業	(水)	33	16	7	17	3
		(瀬)	17	17	10		
			50	33	17	17	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	417	148	86	269	96
		(瀬)	78	78	45		
			495	226	131	269	96
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	37	10	1	27	3
		(瀬)	3	3			
			40	13	1	27	3
29	コーラタール製品製造業	(水)	2			2	
		(瀬)	4	4	3		
			6	4	3	2	
30	発 酵 工 業	(水)	56	11	2	45	3
		(瀬)	2	2			
			58	13	2	45	3
31	メタン誘導品製造業	(水)	9	4	1	5	1
		(瀬)	1	1	1		
			10	5	2	5	1
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	42	16	10	26	8
		(瀬)	8	8	4		
			50	24	14	26	8
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	268	118	48	150	24
		(瀬)	38	37	16	1	
			306	155	64	151	24
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	8	6	8	3
		(瀬)	2	2	1		
			18	10	7	8	3
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	11	6	5	5	
		(瀬)	4	4	1		
			15	10	6	5	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	16	4	2	12	4
		(瀬)	2	2	1		
			18	6	3	12	4
37	その他石油化学工業	(水)	68	29	20	39	9
		(瀬)	30	30	19		
			98	59	39	39	9
38	石 け ん 製 造 業	(水)	27			27	
		(瀬)	3	3	1		
			30	3	1	27	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	3			3	
		(瀬)					
			3			3	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	6	1	1	5	
		(瀬)					
			6	1	1	5	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	10	1		9	1
		(瀬)	1	1			
			11	2		9	1
41	香 料 製 造 業	(水)	49	12	4	37	7
		(瀬)	2	2			
			51	14	4	37	7
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	1	1			
			7	2		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	3	5	1
		(瀬)	1	1	1		
			13	8	4	5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)					
			6	1		5	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	2	1		1	
		(瀬)					
			2	1		1	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	431	164	90	267	62
		(瀬)	50	48	17	2	1
			481	212	107	269	63
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	338	154	67	184	65
		(瀬)	29	28	12	1	
			367	182	79	185	65
48	火 薬 製 造 業	(水)	9	4	2	5	4
		(瀬)	4	4	1		
			13	8	3	5	4
49	農 薬 製 造 業	(水)	26	5	4	21	10
		(瀬)	4	4	4		
			30	9	8	21	10
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	25	3	3	22	4
		(瀬)					
			25	3	3	22	4
51	石 油 精 製 業	(水)	30	16	7	14	1
		(瀬)	15	15	6		
			45	31	13	14	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	124	41	20	83	13
		(瀬)	16	16	9		
			140	57	29	83	13

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	14	4		10
		(瀬)	14	4		10
52	皮 革 製 造 業	(水)	140	8	4	132
		(瀬)	1	1		19
			141	9	4	132
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	694	110	77 (1)	584
		(瀬)	7	7	6	247
			701	117	83 (1)	584
54	セメント製品製造業	(水)	2,434	54	8	2,380
		(瀬)	12	9	2	3
			2,446	63	10	2,383
55	生コンクリート製造業	(水)	4,988	378	8	4,610
		(瀬)	15	14	2	1
			5,003	392	10	4,611
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	23			23
		(瀬)				6
			23			23
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	8	7	1	1
		(瀬)	1	1		
			9	8	1	1
58	窯業原料精製業	(水)	751	66	24	685
		(瀬)	5	5	3	47
			756	71	27	685
59	砕 石 業	(水)	785	78		707
		(瀬)	12	10		11
			797	88		709
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,671	165		1,506
		(瀬)	10	8		4
			1,681	173		1,508
61	鉄 鋼 業	(水)	288	86	34	202
		(瀬)	44	44	24	11
			332	130	58	202
62	非鉄金属製造業	(水)	253	71	53	182
		(瀬)	19	18	14	69
			272	89	67	183
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,436	476	300 (1)	1,960
		(瀬)	63	57	30	513
			2,499	533	330 (1)	1,966
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	42	6		36
		(瀬)	2	1		1
			44	7		37
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	30	29	5	1
		(瀬)	16	16	8	
			46	45	13	1

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	14	5	1	9
		(瀬)	5	3	3	2
			19	8	4	11
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	719	262	18	457
		(瀬)	56	44	4	12
			775	306	22	469
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,708	1,155	746	4,553
		(瀬)	178	167	105	11
			5,886	1,322	851	4,564
66	電気めっき施設	(水)	1,699	472	427	1,227
		(瀬)	32	30	25	2
			1,731	502	452	1,229
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	1,182	69	2	1,113
		(瀬)	20	13	7	7
			1,202	82	2	1,120
66 の 3	旅 館 業	(水)	63,040	3,880	47	59,160
		(瀬)	436	375	2	61
			63,476	4,255	49	59,221
66 の 4	共 同 調 理 場	(水)	1,064	239		825
		(瀬)	36	34		2
			1,100	273		827
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,118	297		821
		(瀬)	52	48		4
			1,170	345		825
66 の 6	飲 食 店	(水)	2,719	767	11	1,952
		(瀬)	270	224	1	46
			2,989	991	12	1,998
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	45	7		38
		(瀬)	2	2		
			47	9		38
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	45	2		43
		(瀬)				
			45	2		43
67	洗 濯 業	(水)	21,620	452	59	21,168
		(瀬)	51	49	3	2
			21,671	501	62	21,170
68	写 真 現 像 業	(水)	5,719	9	6	5,710
		(瀬)	8	4	2	4
			5,727	13	8	5,714
68 の 2	病 院	(水)	859	365	71	494
		(瀬)	95	94	10	1
			954	459	81	495
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	202	117	3	85
		(瀬)	10	10		
			212	127	3	85

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	30	8		22
		(瀬)	3	3		
			33	11		22
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	103	45	2	58
		(瀬)	3	3		
			106	48	2	58
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	21	3		18
		(瀬)	3	3		
			24	6		18
70 の 2	自 動 車 分 解 整 備 事 業 の 洗 車 施 設	(水)	771	5		766
		(瀬)	4	2		2
			775	7		768
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	30,830	87	1	30,743
		(瀬)	12	11	1	1
			30,842	98	2	30,744
71 の 2	科 学 技 術 に 関 す る 研 究 ・ 試 験 ・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	4,767	428	256	4,339
		(瀬)	86	66	35	20
			4,853	494	291	4,359
71 の 3	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 で あ る 焼 却 施 設	(水)	1,002	66	12	936
		(瀬)	11	9	3	2
			1,013	75	15	938
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	472	80	23	392
		(瀬)	11	10	5	1
			483	90	28	393
71 の 5	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 に よ る 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	1,090	56	55	1,034
		(瀬)	34	34	5	
			1,124	90	60	1,034
71 の 6	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	51	7	7	44
		(瀬)	1	1	1	
			52	8	8	44
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,905	9,033	120	1,872
		(瀬)	728	699	16	29
			11,633	9,732	136	1,901
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,182	2,124	196	58
		(瀬)				
			2,182	2,124	196	58
74	特 定 事 業 場 か ら の 排 水 処 理 施 設	(水)	648	289	54	359
		(瀬)	44	43	12	1
			692	332	66	360
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	(水)	10,139	2,279	6	7,860
		(瀬)				
			10,139	2,279	6	7,860
合 計		(水)	259,162	29,179	3,275 (2)	229,983
		(瀬)	3,444	3,202	538	242
			262,606	32,381	3,813 (2)	230,225

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。  
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出							第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届
	第1項	第2項	第3項		計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計			
			有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設												
1	北海道	85		5	5	95	100				4	212	113	325	39	
2	青森県	25	1			26	34					55	15	70	11	
3	岩手県	135	1	11	3	150	67				4	82	95	177	17	
4	宮城県	110			5	115	152				5	164	232	396	33	
5	秋田県	68		1	3	72	37				1	104	99	203	35	
6	山形県	84		1	2	87	91				1	78	61	139	21	
7	福島県	83			6	89	54					89	55	144	7	
8	茨城県	202		10	18	230	190				18	266	202	468	32	
9	栃木県	126		3	8	137	117				6	100	122	222	27	
10	群馬県	62		3	1	66	33				1	79	55	134	15	
11	埼玉県	181		10	17	208	171				22	204	225	429	40	
12	千葉県	171			4	175	119				11	253	126	379	27	
13	東京都	79		15	9	103	72				81	146	133	279	13	
14	神奈川県	64			1	65	63				3	79	51	130	7	
15	新潟県	84		1	4	89	113				8	129	137	266	52	
16	富山県	60			3	63	42				6	49	54	103	11	
17	石川県	34			4	38	52				3	60	46	106	21	
18	福井県	45		1	5	51	33				4	51	45	96	3	
19	山梨県	87		4	10	101	45					116	183	299	71	
20	長野県	118			5	123	103					141	100	241	32	
21	岐阜県	114			15	129	55					144	85	229	25	
22	静岡県	106		5	16	127	110				4	140	87	227	28	
23	愛知県	291		1	17	309	274				4	419	389	808	65	
24	三重県	122				122	136				5	147	209	356	57	
25	滋賀県	170		1	6	177	184				6	126	109	235	12	
26	京都府	79			1	80	40				5	97	91	188	39	
27	大阪府	75		9	6	90	102				25	89	133	222	18	
28	兵庫県	60			7	67	81				4	105	90	195	12	
29	奈良県	18		1		19	3				1	13	24	37	10	
30	和歌山県	74				74	19					41	39	80	14	
31	鳥取県	31				31	23				2	41	21	62	13	
32	島根県	49		5		54	27					35	59	94	18	
33	岡山県	62			6	68	32				6	84	229	313	36	
34	広島県	67		1	2	70	36					72	68	140	28	
35	山口県	22		1	11	34	54					63	39	102	14	
36	徳島県	20			2	22	2					22	16	38	6	
37	香川県	43		1	2	46	27					79	63	142	30	
38	愛媛県	29			8	37	28				3	53	72	125	15	
39	高知県	44		1	1	46	32					44	56	100	22	
40	福岡県	96		3	13	112	69				2	144	147	291	44	
41	佐賀県	61			7	68	49				1	67	48	115	7	
42	長崎県	189		1		190	75					96	58	154	33	
43	熊本県	66		3	2	71	46				5	94	54	148	13	
44	大分県	79			1	80	22					30	81	111	37	
45	宮崎県	80			1	81	57				1	76	63	139	14	
46	鹿児島県	81				81	50					99	48	147	15	
47	沖縄県	45			1	46	5					29	8	37	14	
都道府県計		4,076	2	98	238	4,414	3,326				252	4,906	4,535	9,441	1,153	
政令市計		1,950	3	157	130	2,240	1,680				196	2,762	2,360	5,069	399	
合計		6,026	5	255	368	6,654	5,006				448	7,668	6,895	14,510	1,552	

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	第3項		計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
				有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設										
1	札幌市	2		9		11	5					17	9	26	
2	函館市	1				1	1				8	8	4	12	2
3	旭川市	5				5	5				1	12	6	18	4
4	青森市	7				7	11					24	10	34	1
5	八戸市	9		1		10	5					23	9	32	1
6	盛岡市	11				11	4					34	6	40	
7	仙台市	16				16	48					76	14	90	11
8	秋田市	13		1	1	15	14					24	16	40	3
9	山形市	13				13	7					15	7	22	1
10	福島市	4			1	5	6					18	9	27	1
11	郡山市	17			2	19	12					31	19	50	5
12	いわき市	55		1	6	62	34					66	80	146	22
13	水戸市	11			1	12						6	7	13	1
14	つくば市	76		3	1	80	62				7	36	88	124	6
15	宇都宮市	15				15	7				3	17	18	35	7
16	前橋市	14		1	1	16	4					23	16	39	5
17	高崎市	23		1	1	25	7					31	34	65	8
18	伊勢崎市	14			1	15	20					11	21	32	
19	太田市	19	2		5	26	9					9	22	31	1
20	さいたま市	18				18	17				2	41	25	66	1
21	川越市	3				3	30					31	6	37	6
22	熊谷市	11			1	12	4					24	51	75	
23	川口市	7			1	8	2					7	4	11	
24	所沢市	8				8	4					10	9	19	2
25	春日部市	5				5	2					8	1	9	2
26	草加市	5				5	1					2	11	13	
27	越谷市	14				14						8	16	24	2
28	千葉市	33			3	36	24				5	39	52	91	14
29	市川市	8				8	8					27	18	45	1
30	船橋市	18		1	1	20	17				4	60	16	76	3
31	松戸市	4				4	2				2	32	12	44	3
32	柏市	24				24	2				2	14	9	23	1
33	市原市	16			5	21	26				1	48	16	64	4
34	八王子市	27		2	1	30	13					40	38	78	5
35	町田市	12				12	4					20	8	28	1
36	横浜市	106		10	5	121	104					95	105	200	26
37	川崎市	52		19	9	80	55					64	51	115	7
38	相模原市	21			3	24	25				2	45	27	72	10
39	横須賀市	4				4	5				2	10	9	19	
40	平塚市	31			1	32	21				1	30	34	64	1
41	藤沢市	22		1		23	20				2	20	13	33	1
42	小田原市	9			2	11	3					11	8	19	
43	茅ヶ崎市	3				3						5	7	12	1
44	厚木市	14		2	1	17	16				1	10	12	22	2
45	大和市	5				5	4					6	7	13	
46	新潟市	31				31	26				1	37	20	57	7
47	長岡市	11				11	11					18	4	22	
48	上越市	14				14	11					9	9	18	3
49	富山県	39		2	6	47	21					23	25	48	2
50	金沢市	18				18	6					19	10	29	
51	福井市	15				15	9					21	14	35	2
52	甲府市	7		2		9	4					5	3	8	
53	長野市	18		2	2	22	28					22	12	34	
54	松本市	13				13	17					27	14	41	3
55	岐阜市	21		1	2	24	5					42	71	113	6



表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	18			1	19				3	31	17	48	4	
57	浜松市	22			1	25				6	63	72	135	8	
58	沼津市	14				14				2	8	7	15	2	
59	富士市	24			1	28					31	19	50	1	
60	名古屋	34			1	38				14	33	18	51	4	
61	豊橋市	14				14					35	15	50	3	
62	岡崎市	44			1	45					40	24	64	2	
63	一宮市	17				17					38	21	59	7	
64	春日井市	19			2	21					53	41	94	6	
65	豊田	76			1	79					47	79	126	4	
66	四日市	26			1	27					23	20	43	2	
67	大津市	7				7					17	11	28	4	
68	京都市	32			13	49				4	33	46	79	10	
69	大阪市	7			28	42				57	48	56	104	10	
70	大塚	8			2	10				2	22	14	36	1	
71	岸和田	7			1	10					13	8	21	7	
72	豊中市	7			1	8					20	15	35	3	
73	吹田市	42			3	45					8	25	33	4	
74	高槻	9			1	10					6	6	12	1	
75	枚方	15				15				2	18	14	32	9	
76	茨木	11			1	12				1	17	21	38	1	
77	八尾	4				4				1	9	7	16	5	
78	寝屋川	6			2	8					4	6	10		
79	東大阪				2	2				1				1	
80	神戸	83			5	95				2	92	197	289	16	
81	姫路	18			1	19					17	12	29	2	
82	尼崎市	7			3	16				13	18	16	34	2	
83	明石	8			4	12				1	14	9	23		
84	西宮	8				8					13	10	23	1	
85	加古川	5			2	7					20	8	28	2	
86	宝塚	2				2					8	2	10		
87	奈良	9			1	10					19	12	31	2	
88	和歌山	14			1	19					15	13	28	4	
89	鳥取	7			1	8					13	3	16		
90	松江	2			1	3					13	5	18	1	
91	岡山	41			2	44				3	60	31	91	5	
92	倉敷	14			1	15				3	36	69	105	5	
93	広島	16			2	21				5	20	30	50	2	
94	呉	14				14					7	8	15	5	
95	福山	18			1	19					20	15	35	4	
96	下関	2			2	4				2	5	4	9	1	
97	徳島	7			1	8					20	12	32	1	
98	高松	16			1	17				1	36	19	55	3	
99	松山	7			1	8				1	13	8	21	1	
100	高知	3	1			4					8	5	13	3	
101	北九州	13			5	20				5	29	17	46	7	
102	福岡	1			3	4				12	19	17	36	3	
103	久留米	4			3	7					10	3	13		
104	佐賀	27				27					29	24		13	
105	長崎	13			3	16					24	9	33	1	
106	佐世保	17				17				1	27	31	58	1	
107	熊本	28			1	29				4	23	22	45	7	
108	大分	30			1	31				2	63	13	76	9	
109	宮崎	21			2	23					19	12	31	1	
110	鹿児島	39			5	47					22	16	38	3	
111	那覇	1				1				2	2	4	6		
政令市計		1,950	3	157	130	2,240				196	2,762	2,360	5,069	399	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)										
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数										
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	計				
																	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち瀬戸内 海法上の特 定区域を設 置する工 場、事業場 に係るもの		
1	北海道										845		24					845		24	
2	青森県										403		4					403		4	
3	岩手県	1				3					656		187					656		187	
4	宮城県										722		195					722		195	
5	秋田県										802	2	25					802	2	25	
6	山形県										273		104					273		104	
7	福島県										341		33					341		33	
8	茨城県										710		193					710		193	
9	栃木県	1									525		307					525		307	
10	群馬県										241		82					241		82	
11	埼玉県										1,803		656					1,803		656	
12	千葉県										873		177					873		177	
13	東京都										708		377					708		377	
14	神奈川県										275		66					275		66	
15	新潟県										523		207	7				530		207	
16	富山県										189							189			
17	石川県										356		80					356		80	
18	福井県										329		98					329		98	
19	山梨県										654		267	5				659		267	
20	長野県										1,249		160					1,249		160	
21	岐阜県										960		275					960		275	
22	静岡県										614		84	20				634		84	
23	愛知県										2,699	597	175					2,699	597	175	
24	三重県										571		217					571		217	
25	滋賀県										348		65					348		65	
26	京都府										428		204					428		204	166
27	大阪府										1,215		469					1,215		469	247
28	兵庫県										523		22					523		22	117
29	奈良県										175		17					175		17	75
30	和歌山県										271		9					271		9	
31	鳥取県										185	13	35					185	13	35	
32	島根県										215		36					215		36	
33	岡山県										492		147					492		147	176
34	広島県										680		98					680		98	20
35	山口県										522		97					522		97	242
36	徳島県										256		75					256		75	105
37	香川県										432		36					432		36	170
38	愛媛県										324		22					324		22	115
39	高知県										286		17					286		17	
40	福岡県	1									482		59					482		59	27
41	佐賀県										366		113					366		113	
42	長崎県										1,021		2					1,021		2	
43	熊本県										258		111	2				260		111	
44	大分県										534	6	9					534	6	9	8
45	宮崎県										632		86					632		86	
46	鹿児島県	1									266		23					266		23	
47	沖縄県										149	1	9					149	1	9	
	都道府県計	4			3						27,381	619	5,754	34				27,415	619	5,754	1,468
	政令市計	4									13,219		2,780	476			16	13,695		2,796	2,079
	合計	8			3						40,600	619	8,534	510		16	41,110	619	8,550	3,547	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導																
		公共用水域								地下水								
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計	
1	北海道	25	102	127	50	1	76	127			7	7					7	7
2	青森県	49	59	108	17		102	119										
3	岩手県	35	15	50	26		24	50										
4	宮城県	64	28	92	31		67	98	2	10	12			10		2	12	
5	秋田県	28	160	188	24		164	188										
6	山形県	35	128	163	23		149	172										
7	福島県	36	119	155	84		100	184										
8	茨城県	78	218	296	76	1	222	299										
9	栃木県	217	5	222	78		313	391										
10	群馬県	18	126	144	45		99	144										
11	埼玉県	95	383	478	241		247	488	71	400	471			471			471	
12	千葉県	84	314	398	74		324	398		13	13			13			13	
13	東京都	4	119	123	4		119	123		219	219			207	25		232	
14	神奈川県	5	7	12	2		11	13										
15	新潟県	21	20	41	21		20	41										
16	富山県		1	1	1			1										
17	石川県	16		16			16	16										
18	福井県	3	17	20			20	20		14	14			14			14	
19	山梨県	35	223	258	50		210	260	2	110	112	1		107	4		112	
20	長野県	138	65	203	60		158	218										
21	岐阜県	17		17				17										
22	静岡県	19	31	50	16		34	50										
23	愛知県	83	813	896	73		824	897										
24	三重県	39	218	257	19	5	233	257										
25	滋賀県	100	13	113			113	113										
26	京都府	23		23	23			23										
27	大阪府	83	205	288	126		167	293	2	168	170	9		139	23		171	
28	兵庫県	9	3	12	10		2	12										
29	奈良県	5		5	5			5										
30	和歌山県	12	88	100	12	5	88	105										
31	鳥取県	14	4	18	14		4	18										
32	島根県	49		49	13		37	50										
33	岡山県	26	66	92	15		77	92	1	98	99			51	48		99	
34	広島県	70		70	18		52	70										
35	山口県	22	23	45	45			45		20	20	20						20
36	徳島県	4		4	4			4										
37	香川県	77	72	149	31		118	149	5	2	7			7			7	
38	愛媛県	4	15	19	3		16	19										
39	高知県	9	38	47	10		41	51										
40	福岡県	27		27	9		18	27										
41	佐賀県	15	79	94	20		74	94										
42	長崎県	13	38	51	16	4	38	58										
43	熊本県	15	27	42	12		30	42										
44	大分県	17	32	49	26		28	54										
45	宮崎県	37	19	56	45		11	56										
46	鹿児島県	12		12	12			12										
47	沖縄県	13	68	81	28		56	84										
	都道府県計	1,800	3,961	5,761	1,529	16	4,502	6,047	83	1,061	1,144	30		1019	109		1,158	
	政令市計	756	1,020	1,776	663	4	1,149	1,816	33	158	191	1		15	99	76	191	
	合計	2,556	4,981	7,537	2,192	20	5,651	7,863	116	1,219	1,335	31		15	1118	185	1,349	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

	改善命令						浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数								
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計		
																	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち瀬戸内 海海上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	札幌市									91		46				91		46	
2	函館市									47		17				47		17	
3	旭川市									41					41				
4	青森市									80		5			80		5		
5	八戸市									85		2			85		2		
6	盛岡市									76		20			76		20		
7	仙台市									130		18			130		18		
8	秋田市									81			8		89				
9	山形市									45		18			45		18		
10	福島市									88		4			88		4		
11	郡山市									72		34			72		34		
12	いわき市									96					96				
13	水戸市									20		10			20		10		
14	つくば市									21		10			21		10		
15	宇都宮市									75		24			75		24		
16	前橋市									113					113				
17	高崎市									184		89			184		89		
18	伊勢崎市									59		41			59		41		
19	太田市									46		18			46		18		
20	さいたま市									270		74			270		74		
21	川越市									356		166			356		166		
22	熊谷市									113		23			113		23		
23	川口市									120		22			120		22		
24	所沢市									112		38			112		38		
25	春日部市									58		9			58		9		
26	草加市									44		17			44		17		
27	越谷市									193		78			193		78		
28	千葉市									133		22			133		22		
29	市川市	1								119					119				
30	船橋市									207					207				
31	松戸市									78					78				
32	柏市									58					58				
33	市原市	1								119			1		120				
34	八王子市									49					49				
35	町田市									59		32			59		32		
36	横浜市									459		12			459		12		
37	川崎市									313		98	4		317		98		
38	相模原市									125		25			125		25		
39	横須賀市									68		48	4	4	72		52		
40	平塚市									128		96			128		96		
41	藤沢市									133		13			133		13		
42	小田原市									32					32				
43	茅ヶ崎市									55		8			55		8		
44	厚木市									12		3			12		3		
45	大和市									36					36				
46	新潟市									211			4		215				
47	長岡市									57			1		58				
48	上越市									104		13			104		13		
49	富山市									202		5			202		5		
50	金沢市									163		59	5	1	168		60		
51	福井市									99			4		103				
52	甲府市									14		4			14		4		
53	長野市									108		7			108		7		
54	松本市									112		54	3		115		54		
55	岐阜市									174		60	2		176		60		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域						地下水									
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計
1	札幌市	1		1			1	1									
2	函館市	2		2	2			2									
3	旭川市	2		2	2			2									
4	青森市	10	77	87	15		72	87									
5	八戸市																
6	盛岡市	18	4	22	1		21	22									
7	仙台市	11		11	11			11									
8	秋田市	3		3	3			3									
9	山形市	1	11	12	1		21	22									
10	福島市	6		6	6			6									
11	郡山市	1	2	3	3			3		1	1					1	1
12	いわき市	17		17	14		3	17									
13	水戸市		1	1	1			1									
14	つくば市		5	5	3		2	5	7	2	9			7	2	9	
15	宇都宮市		1	1	1			1									
16	前橋市	13		13	13			13									
17	高崎市	6		6	6			6									
18	伊勢崎市	19	7	26	25		1	26									
19	太田市		13	13	6		7	13									
20	さいたま市	14		14	14			14									
21	川越市	26		26	26			26									
22	熊谷市	13	18	31	13		18	31									
23	川口市	15		15			15	15									
24	所沢市	9	8	17			17	17	6	16	22				22		22
25	春日部市	9		9	9			9									
26	草加市	3	8	11	6		5	11									
27	越谷市	34	1	35	4		31	35									
28	千葉市	3		3	3			3									
29	市川市	15		15	15			15									
30	船橋市	26		26			26	26									
31	松戸市	10	2	12	12			12									
32	柏市	5		5	1		4	5									
33	市原市	9	3	12	12			12									
34	八王子市	3		3	2		1	3									
35	町田市	5	1	6	6		6	6									
36	横浜市	4	270	274	4		270	274				15			50	65	65
37	川崎市	7	8	15	7		8	15	13		13				13		13
38	相模原市		16	16	3		13	16		7	7			7		7	7
39	横浜須賀	1		1	1			1									
40	平塚市	6		6	6		6	6									
41	藤沢市	3	3	6	5	1	1	7									
42	小田原市																
43	茅ヶ崎市																
44	厚木市		1	1			1	1		1	1			1			1
45	大和市	2		2	2	2		4									
46	新潟市	11		11	1		10	11									
47	長岡市	3		3			3	3									
48	上越市	4	5	9	4		5	9									
49	富山市	11		11	11			11									
50	金沢市	8		8			8	8									
51	福井市	8	6	14	12		2	14									
52	甲府市		7	7			7	7									
53	長野市	6	6	12	12			12									
54	松本市	4	23	27	4		23	27		31	31			31			31
55	岐阜市	10		10	10			10									

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)											
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						計					
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの
56	静岡市									61		12					61		12			
57	浜松市									112		59					112		59			
58	沼津市									44		15	1				45		15			
59	富士市									196		54	42				238		54			
60	名古屋市									348		152	14				362		152			
61	豊橋市									117							117					
62	岡崎市									97		28					97		28			
63	一宮市									186							186					
64	春日井市									140		32	4		2		144		34			
65	豊田市									147		68					147		68			
66	四日市市									86							86					
67	大津市									58							58					
68	京都市									106		66					106		66			
69	大阪市									179		37	22				201		37			
70	堺市									188		33					188		33			
71	岸和田市									73		42					73		42			
72	豊中市									48		14					48		14			
73	吹田市									106		70					106		70			
74	高槻市									65		27	4		2		69		29			
75	枚方市									123		16					123		16			
76	茨木市									47		25	2				49		25			
77	八尾市									162		12					162		12			
78	寝屋川市									30		13					30		13			
79	東大阪市									164		12					164		12			
80	神戸市									671		80					671		80			
81	姫路市									192		47	4				196		47			
82	尼崎市									374		127					374		127			
83	明石市									141		28					141		28			
84	西宮市									89							89					
85	加古川市									119		1					119		1			
86	宝塚市									10		2					10		2			
87	奈良市									58		15					58		15			
88	和歌山市									203			257				460		374			
89	鳥取市									15		2					15		2			
90	松江市									5		1					5		1			
91	岡山市									159		12					159		12			
92	倉敷市									371		26	46				417		26			
93	広島市									191		21					191		21			
94	呉市									108		18	9		2		117		20			
95	福山市									92		47	5		5		97		52			
96	下関市									73			8				81					
97	徳島市									126		34					126		34			
98	高松市									100							100					
99	松山市									94			7				101					
100	高知市									25							25					
101	北九州市									150		28	4				154		28			
102	福岡市									64		25					64		25			
103	久留米市									50		5					50		5			
104	佐賀市									60		22					60		22			
105	長崎市									42							42					
106	佐世保市									65		7					65		7			
107	熊本市									72		16					72		16			
108	大分市									240		30	11				251		30			
109	宮崎市									33		5					33		5			
110	鹿児島市	2								201		52					201		52			
111	那覇市																					
	政令市計	4								13,219		2,780	476		16		13,695		2,796			

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

	行政指導																
	公共用水域							地下水									
	指導件数			指導内容				指導件数			指導内容						
	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計	
56	静岡市	8	15	23	3	20	23										
57	浜松市	5	71	76	5	71	76										
58	沼津市	4	3	7	4	3	7										
59	富士市	8		8	1	29	30										
60	名古屋	2	9	11	5	5	11	1	1	2				1	1	2	
61	豊橋市	15	49	64	64		64										
62	岡崎市	22	6	28	24	4	28										
63	一宮市	6	12	18	6	12	18										
64	春日井市	21	33	54	15	39	54										
65	豊田市	15	45	60	26	34	60										
66	四日市市	1	4	5		5	5										
67	大津市																
68	大津市	6		6	5	1	6										
69	大阪市	3	1	4	4		4										
70	堺市																
71	岸和田市	7	16	23	7	16	23										
72	豊中市																
73	吹田市	6	6	6		6	6	5	6	11				4	7	11	
74	高槻市	3	22	25	9	19	28										
75	枚方市	10	2	12		12	12										
76	茨木市		28	28	5	23	28										
77	八尾市	70		70	70	2	72										
78	寝屋川市																
79	東大阪市	7	80	87		87	87										
80	神戸市	6	17	23	23		23										
81	姫路市		2	2		2	2										
82	尼崎市	4	4	4		4	4										
83	明石市	1	1	1		1	1	20	20					20		20	
84	西宮市	4	4	4	1	3	4										
85	加古川市	1	13	14	4	10	14										
86	宝塚市																
87	奈良市		2	2		2	2										
88	和歌山市	8		8	1	7	8										
89	鳥取市																
90	松江市	1		1	1		1										
91	岡山市	21	2	23	1	22	23										
92	倉敷市	25		25	7	18	25										
93	広島市	2		2	2		2										
94	呉市	2		2	2		2										
95	福山市	6		6	6		6										
96	下関市	4		4	4		4										
97	徳島市	2	3	5	5		5										
98	高松市	12		12	12		12										
99	高松市	9	1	10		10	10										
100	高知市																
101	北九州市	9		9	2	7	9										
102	福岡市																
103	久留米市	4	13	17	1	16	17	2	2					2		2	
104	佐賀市	2	27	29	6	23	29	4	4					4		4	
105	長崎市	2		2	2		2										
106	佐世保市	7		7		7	7										
107	熊本市	3	7	10	2	8	10		1	1					1	1	
108	大分市	2		2	2		2	1		1					1	1	
109	宮崎市	1	1	2	1	1	2										
110	鹿児島市	19		19	17	2	19										
111	那覇市		12	12	2	10	12		1	1	1					1	
	政令市計	756	1,020	1,776	663	4	1,149	1,816	33	158	191	1		15	99	76	191

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。



表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業（3）	1	pH、T-P
保存食料品製造業（4）	1	BOD、SS、大腸菌群数
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	1	BOD
めん類製造業（16）	1	BOD、SS
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	BOD、SS
砕石業（59）	1	pH
非鉄金属製造業（62）	1	カドミウム
金属製品・機械器具製造業（63）	1	pH、COD

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	緊急措置 命令		
1	北海道			2				17	6			
2	青森県			2				10	1			
3	岩手県											
4	宮城県			3				1				
5	秋田県											
6	山形県			6				19				
7	福島県			1				5				
8	茨城県			4				2				
9	栃木県					1			1			
10	群馬県			3		2						
11	埼玉県			11				2				
12	千葉県			2		1		4				
13	東京都											
14	神奈川県							2				
15	新潟県					1		17	2			
16	富山県			1		1		3				
17	石川県	1		6								
18	福井県			3				3				
19	山梨県			5					1			
20	長野県			1				7				
21	岐阜県			15				13				
22	静岡県			2	3			2				
23	愛知県	1		23				10				
24	三重県			3				6	3			
25	滋賀県			14				5				
26	京都府			1	1	1						
27	大阪府			6				4	3			
28	兵庫県			3	1			3				
29	奈良県											
30	和歌山県			2								
31	鳥取県											
32	島根県											
33	岡山県			5				4	1			
34	広島県			1				4				
35	山口県			1								
36	徳島県							2				
37	香川県			3				2				
38	愛媛県			5				2				
39	高知県											
40	福岡県			7				5				
41	佐賀県			4				10				
42	長崎県											
43	熊本県			2			1	3	1			
44	大分県			3				3				
45	宮崎県			7								
46	鹿児島県			3				5				
47	沖縄県			3								
都道府県計		2		163	5	7	1	175	19			
政令市計		2		89	2	6		66	24			
合計		4		252	7	13	1	241	43			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	札幌市										16	
2	函館市									2		
3	旭川市											
4	青森市									2		
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市				1					1		
9	山形市				1					1		
10	福島市									1		
11	郡山市											
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市				2							
16	前橋市											
17	高崎市											
18	伊勢崎市				1							
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市				2							
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市				1					1		
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市									1		
29	市川市									2		
30	船橋市											
31	松戸市											
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市				1							
35	町田市											
36	横浜市				9	1				1		
37	川崎市				1					2		
38	相模原市											
39	横須賀市					1				1		
40	平塚市									1		
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市										1	
45	大和市											
46	新潟市				5					2	3	
47	長岡市									3		
48	上越市				2							
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市									3		
52	甲府市									2		
53	長野市											
54	松本市											
55	岐阜市											

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	
56	静岡市					1		3				
57	浜松市				2			10				
58	沼津市				1							
59	富士市				17		3					
60	名古屋市	1			2							
61	豊橋市											
62	岡崎市				3							
63	一宮市											
64	春日井市							2				
65	豊田市							1				
66	四日市市											
67	大津市											
68	京都市				5			1				
69	大阪市											
70	堺市											
71	岸和田市											
72	豊中市											
73	吹田市											
74	高槻市				1			1				
75	枚方市											
76	茨木市				1							
77	八尾市											
78	寝屋川市											
79	東大阪市											
80	神戸市				1			1				
81	姫路市											
82	尼崎市				1							
83	明石市											
84	西宮市											
85	加古川市				1							
86	宝塚市											
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市											
90	松江市											
91	岡山市				3		1	2				
92	倉敷市	1			3			8				
93	広島市				3				1			
94	呉市											
95	福山市				2							
96	下関市											
97	徳島市				2			2				
98	高松市											
99	松山市											
100	高知市				2							
101	北九州市				1			1				
102	福岡市								1			
103	久留米市							1	1			
104	佐賀市				4							
105	長崎市											
106	佐世保市				2			3				
107	熊本市				3			1	1			
108	大分市				2	1		1				
109	宮崎市							2				
110	鹿児島市				1							
111	那覇市											
	政令市計	2			89	2	6	66	24			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業（5）	1
紡績・繊維製品製造業（19）	1
合板製造業（21の3）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1

項目別内訳

違反項目	件数
p H	2
C O D	2
S S	1
亜鉛含有量	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	541					7 (7)	16			5,325
	千葉県	190						10			1,931
	東京都	79						12			1,295
	神奈川県	2									147
	都府県計	812						7 (7)	38		8,698
	政令市計	757							45		6,234
	合計	1,569						7 (7)	83		14,932
伊 勢 湾	岐阜県	790			2		2	8			5,652
	愛知県	1,146			11 (2)			41			7,048
	三重県	646						7			4,662
	都府県計	2,582			13 (2)		2	56			17,362
	政令市計	683						33			4,406
	合計	3,265				13 (2)	2	89			21,768
瀬 戸 内 海	京都府	152						8			1,342
	大阪府	272						44			1,619
	兵庫県	626						31			4,091
	奈良県	366						1			1,975
	和歌山県	168						4			1,162
	岡山県	375						5			2,630
	広島県	432						5			2,895
	山口県	408						6			2,473
	徳島県	253						10			3,015
	香川県	299						9			2,933
海	愛媛県	352						10			2,995
	福岡県	87									439
	大分県	309						3			3,090
	都府県計	4,099						136			30,659
	政令市計	1,655						110			12,703
	合計	5,754						246			43,362
都府県合計	7,493				13 (2)		9 (7)	230		56,719	
政令市合計	3,095							188		23,343	
合計	10,588				13 (2)		9 (7)	418		80,062	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数	
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	内は口頭指導の内数						
						施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他					
東 京 湾	さいたま市	68						3			750	
	川越市	37									37	
	熊谷市	53						3			329	
	川口市	20									289	
	所沢市	19						1			134	
	春日部市	20						1			285	
	草加市	7									173	
	越谷市	22									291	
	千葉市	35						5			601	
	市川市	86						2			318	
船橋市	84						1			253		
松戸市	37							3		267		
柏市	6									13		
市原市	90							11		366		
八王子市	23							1		507		
町田市	9									61		
横浜市	72							8		1,054		
川崎市	59							5		493		
横須賀市	10							1		13		
政令市計	757							45			6,234	
伊 勢 湾	岐阜市	68									737	
	名古屋市	71						9			334	
	豊橋市	95						4			636	
	岡崎市	64						1			345	
	一宮市	66						3			383	
	春日井市	74						3			428	
	豊田市	138						6			771	
	四日市市	107						7			772	
	政令市計	683							33			4,406
	瀬 戸 内	京都市	28									783
大阪市		24						21			18	
堺市		78						6			258	
岸和田市		14						1			170	
豊中市		2									71	
吹田市		6									57	
高槻市		13						1			136	
枚方市		31						2			125	
茨木市		7									83	
八尾市		11									287	
海	寝屋川市	1									7	
	東大阪市	15						2			110	
	神戸市	87						9			776	
	姫路市	106						4			387	
	尼崎市	21						21			61	
	明石市	20						3			75	
	西宮市	13									189	
	加古川市	29						2			200	
	宝塚市	6										
	奈良市	35									306	
和歌山市	132							3		678		
岡山市	149							4		942		
倉敷市	137							4		815		
広島市	69							2		907		
呉市	42							1		557		
福山市	79							3		493		
下関市	59							3		540		
徳島市	112							5		649		
高松市	71							2		1,028		
松山市	95							3		630		
北九州市	57							6		158		
大分市	106							2		1,207		
政令市計	1,655							110			12,703	
政令市合計	3,095							188			23,343	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし



表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	10	10			12	12						6	12	7	19	6		
大阪府	14	11		3	22	19		3				11	36	10	46	4		
兵庫県	28	24		4	39	36		3				8	57	24	81	7		
奈良県	1	1			4	4							10	8	18	3		
和歌山県	5	4		1	11	10		1					13	8	21	2		
岡山県	19	15		4	29	28		1				2	43	21	64	10		
広島県	14	14			23	23					1	5	46	16	62	7		
山口県	20	14		6	51	46		5				2	48	12	60	9		
徳島県	18	16		2	24	22		2					23	12	35	3		
香川県	13	13			17	17						7	23	16	39	9		
愛媛県	12	11		1	32	30		2				2	27	11	38	1		
福岡県					4	4							6	3	9			
大分県	7	6		1	3	3						3	14	3	17	4		
都道府県計	161	139		22	271	254		17				1	46	151	509	65		
京都市	2	2			2	2								1	1			
大阪市					3	3						3	4	1	5			
堺市	4	4			5	5							9	6	15			
豊中市																	1	
高槻市																	1	
枚方市	3	3			2	2							7	3	10			
東大阪市																		
神戸市	13	12		1	16	16						3	8	5	13	3		
姫路市	6	6			7	7						1	11	5	16	2		
尼崎市	9	9			9	9						5	12	9	21	1		
西宮市													2		2			
奈良市	1	1											3		3	1		
和歌山市	3	3			2	2						3	15	2	17	1		
岡山市	2	2			11	11							16	5	21			
倉敷市	13	13			22	22						6	11	24	35	1		
広島市					2	2							3	2	5	2		
福山市	4	3		1	2	2							6	2	8	2		
下関市	2	2			3	3							5	4	9			
徳島市	2	2			9	8		1					6	1	7			
高松市	2	2			1	1							10	1	11	2		
松山市	3	3			9	9						1	11	2	13			
北九州市	10	8		2	21	19		2				1	20	13	33	3		
大分市	12	9		3	11	8		3					18	11	29			
政令市計	91	84		7	137	131		6					23	177	97	274	20	
合計	252	223		29	408	385		23				1	69	535	248	783	85	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数						
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市		岡山県	岡山市	倉敷市			
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)		(1)	(2)	(3)			
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		2		42		40	24		4	4	24	2		119	2					1		9		3	24	6	306			
		(2)				4	1						1	1															7			
		(3)																														
	第7条届出	(1)		6		36		35	24		5	1	1	3		126	6					1	1	5			9	6	265			
		(2)				3						1		1		2													7			
		(3)																														
	第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																													
			(2)																													
			(3)																													
	計	(第7条関係)	(1)																													
			(2)																													
			(3)																													
	第6条届出	計	(1)				1		7					2			1										1	1	13			
			(2)																													
			(3)																													
第10条届出	氏名等変更	(1)	7		85		14	44	2	3		11	3		45	2					1	1	5		1	23	9	256				
		(2)			8			21		2	7		1	2		4	1					1	1			13	1	62				
		(3)																														
第10条届出	使用廃止	(1)	7		54	1	42	21		1	4		7	1		76	4				2	2	13		6	15	16	272				
		(2)			5			5				1		1		5												1	18			
		(3)																														
第11条届出	計	(1)	2		10		4	5				1	1		7	2						2			5	3	42					
		(2)			1			1					1			1													4			
		(3)																														
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																															
	第10条(改善命令等)																															
指定施設(第20条については、指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																														
		第16条届出																														
		第17条第1項届出																														
		第17条第2項届出	氏名等変更																													
			使用廃止																													
		第18条届出																														
第20条(改善命令等)	第1項																															
	第2項																															
立入検査数		昼間立入件数		4	78		43	6					23	62	233											26		475				
		夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		1		27					7		6	15	19										2	2	1	80			
			口頭				90	1									8													100		
		内容	処理施設の改善				27	1						1	4															1	34	
			排水の一時停止																													
	湖沼法第24条による指導	文書	その他		1		90					7		5	13	27											2	2	1	148		
			口頭																													

(注) \*1：施設区分(1)：湖沼特定施設(2)、(3)を除く。(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設  
 \*2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成23年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	266,860	271,168	269,847	267,328
ア 全特定事業場数	266,860	270,568	269,449	266,875
① 50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用特定事業場	33,529 4,025(2)	33,067 3,931(2)	32,589 3,877(2)	32,381 3,813(2)
② 50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用特定事業場	233,331 10,046(8)	233,146 10,917(8)	232,300 11,327(6)	230,225 11,207(5)
③第5条第3項	—	4,355	4,560	4,269
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	— —	2,833 600	3,196 398	3,309 453
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (65,648) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,280) 3. 畜産農業 (28,968)	1. 旅館業 (61,096) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,504) 3. 畜産農業 (28,645)	1. 旅館業 (63,061) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,819) 3. 畜産農業 (27,791)	1. 旅館業 (63,476) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,842) 3. 畜産農業 (27,399)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	12件	14件	11件	8件
②一時停止命令	0件	1件	0件	3件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	38,882件	43,135	39,490	41,110件
（昼間立入）	(38,295件)	(42,644件)	(39,025件)	(40,600件)
（夜間立入）	(587件)	(491件)	(465件)	(510件)
6 行政指導	7,650件	8,384件	8,759件	8,872件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	8事業場	6事業場	4事業場	4事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。